

令和5年度 エコチル調査予約システム構築運用業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は「令和5年度 エコチル調査予約システム構築運用業務」(以下「本業務」という。)の受託候補事業者を公募型プロポーザル方式により選定する手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 委託業務の概要

(1)業務名

令和5年度 エコチル調査予約システム構築運用業務委託

(2)業務内容

別紙1「令和5年度 エコチル調査予約システム構築運用業務委託仕様書」のとおりとする。

(3)委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(システム構築は、令和5年5月31日まで)

運用期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までを予定している。

3 提案上限額

本業務の委託上限額

金3,773,000円 (消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

この金額は、契約締結時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものである。また、提案書作成要領に規定する見積書(任意様式)に記載する額は、上記委託上限額を超えてはならない。

なお、令和6年度以降の運用保守経費については、上記金額に含まず、本業務とは別途契約とするが、見積価格評価の対象とするので、見積金額内訳書(様式3)に記載すること。

4 スケジュール

項目	日程
プロポーザル公募開始日	令和5年1月6日(金)
質問書受付期限	令和5年1月12日(木) 17時(必着)
質問回答予定日	令和5年1月17日(火)
企画提案書提出期限	令和5年1月24日(火) 17時(必着)
プロポーザル審査会	令和5年1月30日(月) 10時00分～(予定)
審査結果通知	令和5年2月3日(金)
契約締結日	令和5年2月上旬(予定)

※応募状況その他の理由により、日程が変更になる場合あり。

## 5 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立中または破産手続中ではないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中または更生手続き中ではないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中または再生手続中ではないこと。
- (5) 特定債務等の調整の促進のための調停に関する法律（平成11年法律158号）に基づく再生手続開始の申立中または再生手続中ではないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条1項第2号の規定によるもの）、暴力団の構成員または暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 公立大学法人福島県立医科大学契約細則（平成18年4月1日細則第13号）第3条第1項の規定に該当しない者であること。
- (9) 委託業務について、仕様内容を満たす十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。
- (10) ISO27001/ISMSの認証を取得していること。

## 6 仕様書等の入手方法

福島県立医科大学公式ホームページからダウンロードして取得すること。なお、窓口又は郵送等での配布は行わない。

※トップページ (<https://www.fmu.ac.jp>) ⇒ 「入札情報」

## 7 質問書の受付

質問については、下記により行うものとする。

### (1) 受付期間

令和5年1月6日（金）～令和5年1月12日（木）17時（必着）

### (2) 提出方法

質問書（様式1）を「13 提出先及び問合せ先」に電子メールにより送信することとし、送信後は電話にて着信の確認をすること。

### (3) 質問に対する回答

随時行う。最終回答は令和5年1月17日（火）までに福島県立医科大学公式ホームページに掲載する。

### (4) 注意事項

ア) 質問書送付の際は「【質問書】エコチル調査予約システム構築運用業務委託」とすること。

イ)電話等による口頭の質問は受け付けない。

## 8 企画提案書等の提出

参加する意思のある者は、企画提案書及び参加資格等の確認のための書類を下記により提出すること。

### (1)提出期限

令和5年1月24日(火)17時(必着)

### (2)提出方法

郵送または持参による。

※郵送の場合は、簡易書留郵便にて、期日までに必着のこと。提出した旨を電話で連絡すること。

※持参による提出の受付時間は、月～金曜日(祝日を除く)9時～17時までとする。

### (3)提出書類・部数

ア)参加申請書(様式2)

イ)企画提案書(任意様式) 正本1部 副本5部

ウ)見積書(任意様式)及び見積金額内訳書(様式3) 正本1部 副本5部

※イ)及びウ)については、「令和5年度 エコチル調査予約システム構築運用業務委託仕様書」別紙2の「企画提案書作成要領」で確認すること。

エ)会社概要(様式4)

※法人等の概要を説明したパンフレット等を併せて提出すること。

オ)類似業務実績一覧表(様式5)

カ)暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式6)

### (4)提出場所 「13 提出先及び問合せ先」参照

### (5)参加資格審査結果の通知

参加申請を行ったすべての者に対し、公募型プロポーザル参加確認通知書(様式7)により資格審査の結果を通知する。

### (6)参加申請書を提出した後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。

## 9 企画提案書の無効

次のいずれかの事項に該当する場合、提案書は無効とし、プロポーザル審査会に参加できないものとする。

(1)提案者が上記5に定める参加資格を満たしていない場合。

(2)同一の者が2つ以上の企画提案書を提出した場合。

(3)提案書の提出方法、提出先または提出期限に適合しない場合(提案書に参加資格等確認のための書類が添付されていない場合を含む)。

なお、提出期限日までに企画提案書が到着していないことを理由に企画提案書が無効とした場合、簡易書留による配達記録を有さない者からの異論は受け付けない。

(4)虚偽の内容が記載されている場合。

(5)企画提案書の提出から契約までの間に、企画提案書で提示した実施体制に記載した

担当者が本業務に関わることが困難になった場合。ただし、病気、事故、退職等、やむを得ない事情がある場合を除く。

## 1 0 企画提案書等の取扱い

提案された企画提案書の取扱いは次の各号による。

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) 企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (4) 提出された企画提案書等は、提出者の情報保護の観点から、原則として非開示とする。ただし、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある。  
なお、開示する際は、企画提案書の写しを作成し、使用することができるものとする。

## 1 1 審査方法

### (1) 選定方法

業務委託候補者の選定は、別途設置する「プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき提案内容を総合的に評価し、業務委託予定者（随意契約の予定者）を選定する。

### (2) 審査会(プレゼンテーション)

ア) 日 時 令和5年1月30日(月)10時00分～(予定)

イ) 場 所 福島県立医科大学内(福島市光が丘1)

ウ) 所要時間 1 提案者あたりの時間は30分以内(プレゼンテーション20分、  
質疑応答10分)とする。

※プレゼンテーションの日時や場所の詳細、当日プレゼンテーションで使用できる機器等は、審査会参加者に別途通知する。

※プレゼンテーションに使用する資料は、企画提案書と同じ内容とし、追加の使用配布は認めない。

### (3) 審査基準

審査にあたっての評価項目及び配点は、別表のとおりとする。評価点の最も高い企画を提案した者を最優秀提案者として選定する。

なお、同点で最高得点を獲得した者が複数ある場合は、見積書を比較し、最も低い見積額を提示した者を選定する。また、公募型プロポーザル参加者が1者のみであった場合においても、審査を実施し、本業務を委託するに相応しいか否かを評価する。

### (4) 審査結果の通知

審査結果については、令和5年2月3日(金)に、各プロポーザル参加者に郵送により書面で通知する。

## 1 2 契約締結

- (1) 審査委員会により選定された最も適した提案者を業務委託予定者として、公立大学法人福島県立医科大学会計規程第17条及び契約細則第31条に基づき契約交渉を行う。
- (2) 企画提案書の内容に沿って協議を行い、仕様を確定した上で契約を締結する。なお、協議の結果、提案内容の一部を変更する場合がある。
- (3) 契約金額は協議によって作成した仕様書に基づき、改めて見積書を徴収し決定する。その際、委託上限額を超えないものとする。
- (4) 業務委託予定者との協議が整わない場合または契約を辞退した場合は、審査結果において次点の者と協議を行う。
- (5) 企画提案書に基づく履行ができなかった場合、契約金額の減額、損害賠償、契約解除、違約金などの措置を行う場合がある。

### 1.3 提出先及び問合せ先

〒960-1295 福島市光が丘1番地  
公立大学法人福島県立医科大学  
エコチル調査福島ユニットセンター  
メール [ecochil3@fmu.ac.jp](mailto:ecochil3@fmu.ac.jp)  
電話 024-547-1447  
FAX 024-547-1448

## 別表

## 審査項目、審査観点及び配点

評価項目	評価の視点	配点
①業務実績	予約システム構築運用の実績内容	10点
②危機管理体制	データセンターのセキュリティ対策は万全であるか 個人情報の保護等の体制が整っているか 各種の災害対策を考慮された立地条件のもと運用されているか インフラダウンを回避する設備を有しているか 障害発生時に保守受付窓口を通し、迅速な復旧に向けた体制が確立されているか	10点
③実施体制	具体的な進捗管理、品質管理、問題管理の方法が示されているか システム稼働前に十分な操作研修期間を設けたスケジュールが示されているか ヘルプデスクの業務内容、実施体制が適切か	10点
④操作性	希望する検査を見つけやすいか 予約状況の表示が分かりやすいか 1画面に大量の情報が詰め込まれていないか 予約完了までの画面遷移数が多すぎないか 情報入力の際にプルダウン等により操作者の手間を減らす工夫がされているか 重複予約、入力誤りを防ぐ機能が充実しているか 入力エラー項目の指摘等、画面に表示されるメッセージが分かりやすいか 入力内容の変更修正が容易か 予約のキャンセル、変更が容易か	20点
⑤管理者機能	設定変更は、管理者がいつでも行うことができるか 簡易な操作で予約登録及び確認ができるか 参加者 ID 等を CSV 形式で、一括登録、変更、削除ができるか 会場・病院の予約枠を CSV 形式で一括で登録できるか 予約の会場・病院毎に予約者の ID を CSV 形式で出力ができるか 各種の検索、抽出が簡単にできるか	20点
⑥提案の独自性	工夫された独自の取り組みがあるか	10点
⑦見積価格	費用対効果を考慮した提案であり、積算内訳、金額は適正であるか 翌年度以降に発生する運用保守経費は適正であるか。	20点
合 計		100点

※各評価項目の点数は、審査委員の採点に傾斜(倍率)を乗じた値とする。

## 【評価基準】

評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
配点	5点	4点	3点	2点	1点